令和9年度
保育施設入所のしおり

保育施設の入所を希望する場合は、このしおりをよくご覧いただき、定められた期限内にお申し込みください。
申請書類に不備・不足がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

一次受付期間 ：令和8年11月2日（月）
～令和8年12月11日（金）

二次受付期間 ：令和8年12月14日（月）
～令和9年1月8日（金）

三次受付期間 ：令和9年1月12日（火）
～令和9年3月12日（金）

中津市役所　保育施設運営課
〒871-8501　中津市豊田町14番地3
0979-22-1129（直通）

提出書類チェックリスト

1. 全員が必要な書類

- ☐ 利用申込書
- ☐ 入所に伴う誓約書（様式④）
- ☐ 施設見学証明書

2. 父母各1枚ずつ必要な書類（保育が必要な理由を確認する書類）

※きょうだい入所の方は、下の子に添付してください。

- ☐ 該当するいずれかの書類
 - □ 就労証明書（標準様式）
 - □ 確定申告書、源泉徴収票、営業許可書（開業後1年以内の場合のみ）または開業届（開業後1年以内の場合のみ）等の写し（※自営業の場合のみ）
 - □ 母子健康手帳の写し（交付番号・出産予定日がわかるページ）
 - □ 診断書（様式③）※医師の診断によるもの
 - □ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
 - □ 介護・看護状況申告書（親族に限る）（様式⑥）
 - □ 求職活動に関する申立書（様式⑦）
 - □ 在学証明書・カリキュラム等　※通信教育は除く
 - □ その他（市が必要と認める書類）

3. 該当者のみ必要な書類

父	母	
☐	☐	令和7年の海外での収入額がわかる書類 ※海外赴任のため日本で課税されていない方
☐		別居の子どもの健康保険証の写し（扶養者が保護者になっているもの） ※別居の子どもを扶養している方
☐		転入に関する誓約書（様式⑨）　※転入予定の方

保育施設とは

保育施設は、保護者が働いていたり、就学、病気、介護、出産等の理由（保育が必要な理由）により、子どもを家庭で保育できない場合に保護者に代わって保育を行う施設です。
中津市には「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業」があります。

申込みの前に

① 申込対象者は中津市在住または転入予定で、0歳から就学前のお子さんです。

※ 0歳児の入所希望日は生後3か月から受け付けますが、施設により入所可能年齢が異なる場合がありますので、P14「施設一覧」を必ずご確認ください。

※ 転入予定者は、令和9年3月末日までに中津市に住民登録（転入の手続き）をしていることが条件となり、「転入に関する誓約書」の提出が必要です。

住民登録が間に合わなかった場合は入所決定取消しとなります。

学年齢	生年月日
0歳	令和　8年4月2日　～
1歳	令和　7年4月2日　～　令和　8年4月1日
2歳	令和　6年4月2日　～　令和　7年4月1日
3歳	令和　5年4月2日　～　令和　6年4月1日
4歳	令和　4年4月2日　～　令和　5年4月1日
5歳	令和　3年4月2日　～　令和　4年4月1日

② 入所日は原則、入所希望月の1日です。なお、月途中から就労開始の方や育児休業から復帰する方のみ、就労開始日・復帰日から起算して最大1ヶ月の範囲内で申込が可能です。

③ 入所後、ならし保育があります。

【ならし保育について】

入所後、集団生活への適応等を目的として、通常の保育時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。期間は通常1～2週間程度から、長い方で1ヶ月程度かかることがあります。（個人差がありますので期間が延びることもあります）
保育の実施を希望する期間については、これを考慮してお申し込みください。
なお、ならし保育の期間については、希望する保育施設に直接ご確認ください。

※ ならし保育期間中も保育料はかかります。
※ 申込例　7月10日 職場復帰　⇒ 6月10日 利用開始日





「保育施設の種類」

類型	特　徴
保育所	就労等のために家庭で保育できない保護者に代わって、0歳から小学校就学前の乳幼児を保育する児童福祉施設です。 利用時間・・・朝から夕方まで（短時間〔8時間〕・標準時間〔11時間〕）
認定こども園 （教育部分） （保育部分）	幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼児教育と保育を一体的に行うとともに、地域の子育て支援も行う施設です。 利用時間・・・【教育部分】6時間程度 【保育部分】保育所と同様 ※　施設によっては、一時預かり、延長保育、休日保育を実施しています。 ※　教育部分（3～5歳）の入園に関しては、各施設で利用申込受付を行うため直接施設にお問い合わせください。
小規模保育事業	就労等のために家庭で保育できない保護者に代わって、0歳から2歳の乳幼児を小規模で保育する児童福祉施設です。 利用時間・・・保育所と同様 定員数・・・19名（がじゅまる保育園）

※　施設によって利用時間、入所可能年齢が異なります。詳しくは、P14「施設一覧」をご確認ください。



「教育・保育給付認定」

教育・保育給付認定とは、お子さんの年齢や保育の必要度に応じて、次の3つの区分に認定するもので、区分によって利用可能な施設や利用できる時間が決定されます。

【認定区分】

1号認定 教育標準時間認定	お子さんが**満3歳以上**で、幼稚園等での教育を希望する場合 **利用先**　幼稚園、認定こども園
2号認定 保育認定	お子さんが**満3歳以上**で、**「保育が必要な理由」に該当**し、保育所等での保育を希望する場合 **利用先**　保育所、認定こども園
3号認定 保育認定	お子さんが**満3歳未満**で、**「保育が必要な理由」に該当**し、保育所等での保育を希望する場合 **利用先**　保育所、家庭的保育事業等、認定こども園

※認定は最長3年

【保育認定（2号認定又は3号認定）の場合】

保育必要量の区分	利用できる時間
保育標準時間 （就労時間月120時間以上）	1日あたり　最大11時間まで
保育短時間 （就労時間月60時間以上120時間未満）	1日あたり　最大 8 時間まで

「保育が必要な理由」って何？

保護者（父母）が下表のいずれかの理由により、家庭で保育することができない場合、保育認定（2号認定または3号認定）となります。

保育が必要な理由		提出書類	認定区分	認定期間
就労	日常の家事以外の仕事をしている場合（月60時間以上） ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	就労証明書（標準様式） ＋ ※自営業の場合は確定申告書もしくは源泉徴収票 ※開業後1年以内の場合は開業届もしくは営業許可書等の写し	標準 or 短	就学前まで
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合（就労内定を含む）	求職活動申立書 （様式⑦）	短	入所から3ヶ月
妊娠出産	妊娠中であるか 出産後間もない場合 産前2か月・産後3か月の間	母子健康手帳写し ※次のﾍﾟｰｼﾞの写し ［交付番号（表紙） 出生日（予定日）］	標準	出産前：出産予定月を基準に前2ヶ月 出産後：出産予定月を基準に後3ヶ月（最大6ヶ月）
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合 ハローワーク等が実施する職業訓練を受けている場合 ※自動車学校、通信教育、自宅学習等は除く	・在学証明書 ・ｶﾘｷｭﾗﾑの写し	標準 or 短	在学期間の月末まで
病気・障がい	病気、負傷、心身に障がいがある場合	診断書（様式③） ※医師の判断によるもの	標準 or 短	就学前まで ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
病人の看護等	親族（長期間入院等をしている場合も含む）を介護又は看護している場合 （月60時間以上）	介護・看護状況 申告書（様式⑥）		
	多胎児（0歳児から2歳児）を育児している場合		短	利用児童が3歳を迎える月まで
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	罹災証明書	標準	就学前まで ※保育の必要性がなくなった場合は、その時点まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合		標準	
その他	その他市長が認める場合			

※保育が必要な理由によって認定期間が異なります。
　理由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。
※保護者がお子さんを保育可能な場合、2号・3号認定は受けられません。
※勤務条件が変わった場合や「保育が必要な理由」に変更が生じた場合、市への届出が必要です。
　故意に届出を怠った場合は、認定取消（退所）となります。
※「集団生活を経験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、該当しません。



申込から入所までの流れ（新年度）

①申込受付

利用申込書に必要書類（就労証明書等）を添付し、市へ提出

オンライン申請もできます！

中津市　保育　オンライン　検索

8時30分～17時15分

※各受付期間最終日の17時15分以降の受付はできません

一次受付	：	令和8年11月2日（月）～令和8年12月11日（金）
結　　果	：	令和9年2月上旬
二次受付	：	令和8年12月14日（月）～令和9年1月8日（金）
結　　果	：	令和9年2月中旬
三次受付	：	令和9年1月12日（火）～令和9年3月12日（金）【 最終受付 】
結　　果	：	令和9年3月中旬

【受付場所】 保育施設運営課　及び　各支所総務・住民課の窓口

※　書類に不備がある場合は受付できません。また、提出書類による審査、調整を行いますので、作成にあたっては正確にご記入ください。

※　入所決定は、先着順ではありません。

※　一次受付後も、二次・三次受付は行いますが、一次受付期間に申込を行った児童の利用調整を行った後、二次受付の調整となります。三次受付についても同様となりますのでご了承ください。

【利用調整の優先度】

一次受付　＞　二次受付　＞　三次（最終）受付

②教育・保育給付認定及び利用調整

保護者の就労状況等やお子さんの年齢に応じて市で認定後優先度の高い人から利用調整を行います。（P8参照）

※入所の決定・保留に関わらず、結果は郵送にて通知します。
※通知が届かない場合はご連絡ください。

③入所決定

入所決定通知書を送付

※決定した施設の入所説明会に参加してください。

※保護者等の所得に応じた保育料決定通知書を後日送付します。（P6参照）

③入所保留（希望施設へ入所できるまで待つ方）

入所保留通知書を送付

※保留通知が届いた場合でも、令和9年3月までに施設に空きが発生した場合など、4月入所が決定する場合があります。

※4月入所ができなかった場合、5月以降毎月調整を行い、入所が決定した際に通知をお送りします。

保護者が負担するお金（保育料）について

保育施設を利用する場合、負担する保育料は父及び母の市民税を基礎として算定します。
ひとり親世帯であっても、生計を一つとしていると考えられる同居人（内縁関係等）がいる場合は、その方も扶養義務者とみなし、保育料の算定根拠に含めます。
ただし、下記の（1）及び（2）に当てはまる場合、同居祖父母等の税情報で保育料を決定する場合があります。
（1）父母の算定根拠年度の収入が一定基準額に満たない場合（市民税非課税世帯の場合）。
（2）同一住所に祖父母等と同居している（世帯分離の場合も含む）
※父母が離婚している場合でも、お子さんと同居している方または親権を有する方は保育料算定上の扶養義務者となります。
修正申告などにより税額に変更があった場合、保育施設運営課へお知らせください。
なお、次に該当される方は、別途書類の提出や手続きが必要になりますので、ご注意ください。

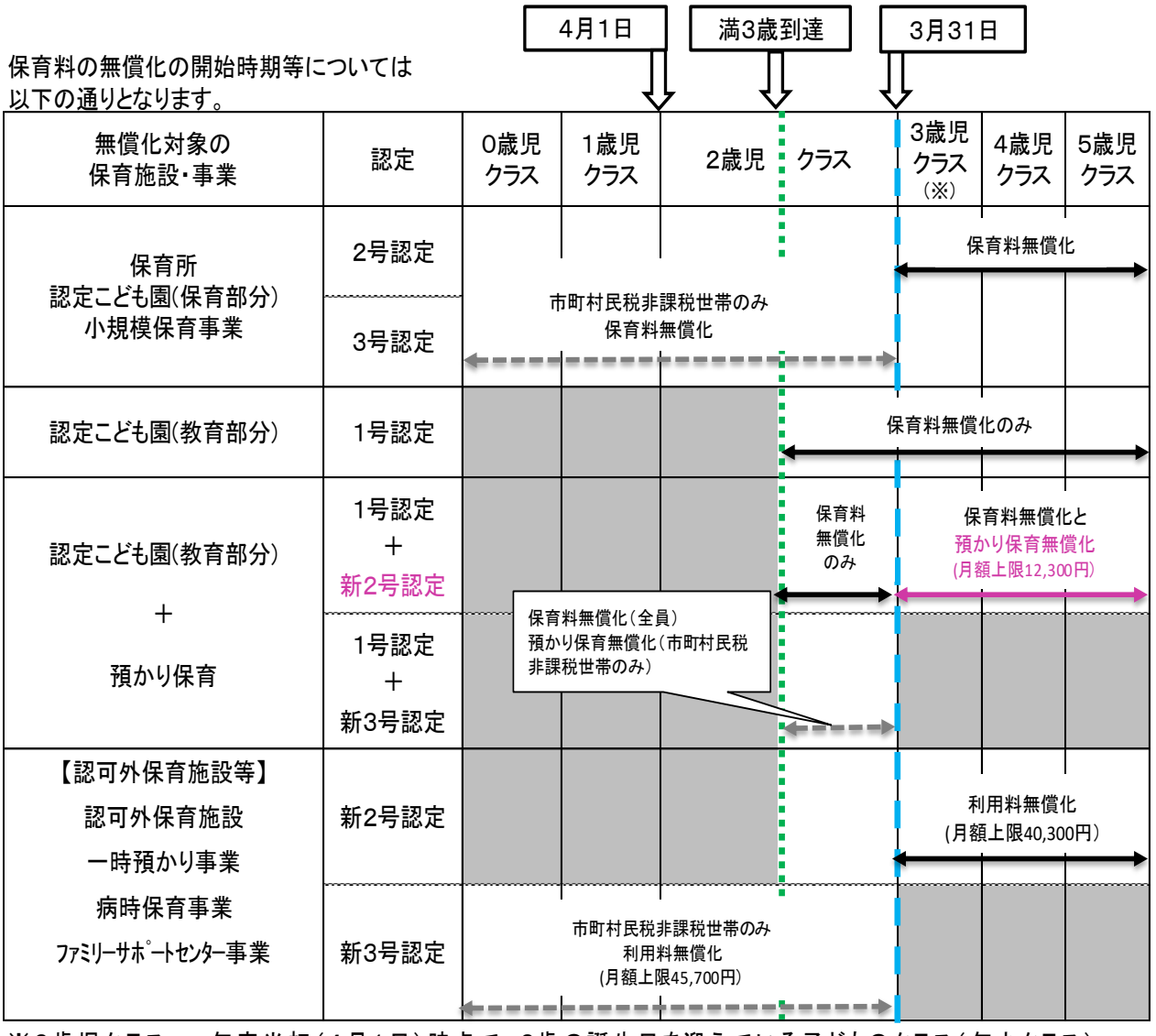
・海外赴任等のため日本で課税されていない方

海外赴任等のため日本で課税されていない方は、令和7年の源泉徴収等、令和7年1月から12月までの海外での収入額がわかる書類を提出してください。
※単身赴任などで住民票の世帯が別であっても、父母の合計額により算定します。



幼児教育・保育無償化

保育料の無償化の開始時期等については以下の通りとなります。



※3歳児クラス・・・年度当初（4月1日）時点で、3歳の誕生日を迎えている子どものクラス（年少クラス）

◎毎年**9月**が保育料の切替え時期です！

	R9年 4月	5月	6月	7月	8月	**9月**	10月	11月	12月	R10年 1月	2月	3月
令和9年度 保育料の算定	令和8年（令和7年分収入）の市民税額等（控除前）					令和9年（令和8年分収入）の市民税額等（控除前）						

≪利用者負担額（保育料）≫

＜ 令和9年度 ＞ （案）

階層区分	定義	3号認定（0・1・2歳児） 保育 標準時間 第1子	保育 標準時間 第2子半額	保育 短時間 第1子	保育 短時間 第2子半額
第1	生活保護世帯	0	0	0	0
第2 2－1	市民税 非課税世帯 ひとり親・障害者等	0	0	0	0
第2 2－2	市民税 非課税世帯	0	0	0	0
第3 3－1	所得割課税額 48,600円未満 ひとり親・障害者等	6,000	0	6,000	0
第3 3－2	所得割課税額 24,300円未満	14,500	(7,250)	14,000	(7,000)
第3 3－3	24,300円以上 48,600円未満	16,500	(8,250)	16,000	(8,000)
第4 4－1	48,600円以上 77,101円未満 ひとり親・障害者等	6,000	0	6,000	0
第4 4－2	48,600円以上 57,700円未満	23,000	(11,500)	22,200	(11,100)
第4 4－3	57,700円以上 72,800円未満	23,000	(11,500)	22,200	(11,100)
第4 4－4	72,800円以上 77,101円未満	27,000	(13,500)	26,000	(13,000)
第4 4－5	77,101円以上 97,000円未満	27,000	(13,500)	26,000	(13,000)
第5 5－1	97,000円以上 121,000円未満	32,000	(16,000)	31,000	(15,500)
第5 5－2	121,000円以上 145,000円未満	37,000	(18,500)	36,000	(18,000)
第5 5－3	145,000円以上 169,000円未満	43,800	(21,900)	41,800	(20,900)
第6	169,000円以上 301,000円未満	46,300	(23,150)	44,300	(22,150)
第7	301,000円以上 397,000円未満	46,300	(23,150)	44,300	(22,150)
第8	397,000円以上	46,300	(23,150)	44,300	(22,150)

※令和9年4月で保育料の改定が行われます。上記の金額は参考資料となります。

- 低所得世帯等減免制度（国制度）

 およそ年収360万円未満の世帯（多子世帯・ひとり親家庭等）の一部の方は、扶養しているお子さんの人数により保育料が軽減されます。

 ◆第3番目以降：無料　　◆第2番目：基準額の半額

 ※別居の子どもを扶養している場合（就学のため市外に転出など）は、別居の子どもの保険証の写し（扶養者が保護者になっているもの）を提出する必要があります。

- 大分にこにこ保育支援事業（大分県制度）

 父母のいずれかの第2子以降の3歳未満の子どもは保育料が無料となります。住民基本台帳（住民票の情報）で戸籍上の第2子以降であることが確認できない場合（世帯から独立し、別居しているなど）、父母いずれかの戸籍の全部事項証明（戸籍謄本）を提出していただくことがあります。

保育施設入所について

希望施設の見学

- 保育施設は、それぞれ保育方針が異なります。入所後は転園することが難しいため、申込み前に必ず見学に行くようお願いします。
 見学の際に施設から、**"施設見学証明書"に証明を受けてください。**
 また、保育施設によっては、園服、バッグなどの費用がかかる場合がありますので、事前に確認をお願いします。
 見学を希望する場合、事前に施設へ電話連絡し、日時の確認をお願いします。

地図上で保育園の位置を確認できます！



申込(認定申請)対象者

- 中津市在住または転入予定者
- 転入予定者は、令和9年3月末までに中津市に住民登録(転入の手続き)をしていることが条件となり、転入に関する誓約書の提出が必要です。住民登録が間に合わなかった場合は入所決定取消しとなります。

保育施設の利用選考の基準等について

申込書に希望施設を5か所まで記入できます。

- 先着順ではなく、保育の必要度が高い人から利用調整を行います。優先順位については中津市が独自に定める基準表を用いて指数化し、その指数が高い方から利用調整します。
- 指数により利用調整するため、希望施設を多く記入することや、第1希望のみ記入したことで優先されたり不利になることはありません。通える範囲で希望順に多く記入することをおすすめしています。

中津市こども・子育て情報の発信について

令和6年9月～中津市の子育てや保育の情報を発信するため、
X(旧:Twitter)の公式アカウントを開設しました！
毎月の受入可能枠一覧(2・3号)や、その他保育関係情報を
発信予定ですので、ぜひフォローしてください。

＜X(旧:Twitter)アカウント名＞
@Nakatsu_kids

保育施設入所について

希望施設に入所できない場合

- 定員超過等により希望施設に入所できない場合、かつ希望していない保育施設に空きがある場合、電話で空いている施設を紹介することが出来ます。
紹介を希望する場合は、必ず申込書裏面の確認事項中「他の保育施設を紹介してほしい」にチェックを入れてください。

- 「他の保育施設を紹介してほしい」にチェックを入れていない場合、翌月以降に引続き入所調整を行います。なお、改めて申込書を提出する必要はありません。保育施設に空きがでた場合は、利用調整の時点で保育の必要度が高い人から入所となります。

市外の保育施設を希望する場合

- 申請書類を中津市にご提出いただき、中津市より相手方自治体へ書類を送付することにより利用調整を行います。申請書類は、遅くとも相手方自治体が定める書類提出〆切の１週間前までにご提出ください。

- ※　他市町村の施設を申し込む場合は原則として優先順位が下がります。

里帰り出産にて市外の保育施設を希望する場合

- 利用調整は上記と同様で、ご希望の保育施設がある市町村が行います。
認定期間は、出産予定月を基準に前2ヶ月から後3ヶ月の合計6ヶ月間（最大）です。
例：6月出産予定の場合は4月から9月まで

求職活動中の方

- 求職活動中の方も申込みができます。

- 入所できる期間は3ヶ月間となります。3ヶ月以内に就労証明書等その他の保育が必要な理由を証明する書類の提出がない場合は認定終了（退所）となります。

主な優先度について

次のような場合に優先度が高くなります。

優先度	就労状況	世帯の状況等
高い ↑	育児休業明け職場復帰 就労中 就労予定 求職中	保育士 きょうだい入所 ひとり親家庭

※きょうだい入所は、希望園に兄弟・姉妹児が在籍している場合を指します。

保育施設入所について

育児休業中の方

- 申込みの際、就労証明書の「復職（予定）年月日」の欄で復帰日を確認します。
- 復帰予定日の1ヶ月前からの日付で入所申込みが可能です。
- 申込期限に間に合わなかった場合、『入所保留通知書』及び『保育施設に入所できない旨の証明書』の発行はできません。

令和7年4月より、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。
詳しくは、厚生労働省HPをご覧ください。（P10にQRコードがあります。）
以下、厚生労働省HPより抜粋↓

令和7年4月より、育児休業給付金の支給期間延長手続きの際に、”保育施設等の使用申込書の写し”が必要となります。
なお、市町村の受付印は不要です。
利用申込の内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しの提出が必要な場合があります。
申込書はすべてのページの提出が必要です。

”保育施設等の使用申込書の写し”が原本と相違ない旨の証明が必要な場合は、職員へお申し付けください。
その際、原本証明の上、コピーをお渡しいたします。



保護者の育児休業取得時における入所について

保護者が育児休業を取得する場合は保育施設の入所資格（保育が必要な理由）に該当しません。

ただし、**保護者の就労により産前休暇前から保育所に入所している児童**（産前2ヶ月前まで就労継続した場合に限る）については、児童福祉の観点から育児休業対象児童の1歳の誕生月末日までは継続入所の取扱としています。以降も**保護者都合**で育児休業を取得する場合、入所資格に該当しません（退所になります）のでご注意ください。

なお、育児休業対象児童の産後3ヶ月経過後の翌月からは、短時間認定となります。

＊育児休業中も継続して入所を希望する場合「育児休業申請書」の提出が必要です。

保育施設に入所できない旨の証明書

証　　明　　書

○○　○○　　様

　下記の入所申込をしている児童については、令和○○年○○月○○日　現在、希望の保育施設に入所できないことを証明いたします。

記

児　　童　　名	○○　○○
生　年　月　日	令和○○年○○月○○日
住　　所	中津市○○ ○○マンション　○○○号室
第　1　希　望	○○保育園
第　2　希　望	○○保育園
第　3　希　望	○○保育園
第　4　希　望	○○こども園
第　5　希　望	○○こども園
入　所　申　込　日	令和○○年○○月○○日
育休延長希望の有無	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる

施設利用申込書の【現在育児休業中の場合】において「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、育児休業給付金の支給期間延長要件を満たさない可能性があります。
詳細については、ハローワークへお問い合わせ、若しくは下記QRコードをご確認ください。

令和○○年○○月○○日

中津市保育施設運営課
課長　　○　○　○　○

保育施設に入所してから

退所について

・ 下記の事由により退所していただくことがあります。
◆申請内容に虚偽があったことが判明した場合
◆保育が必要な理由が消滅した場合
◆無断で欠席が続いたり、理由がはっきりしていても欠席期間が1ヶ月以上になる場合
ただし、欠席期間中も在籍扱いになりますので保育料の負担は生じます。

※自主退所する場合は、退所する**10日前までに**必ず保育施設に「退所届」を提出してください。

転園についての注意

・ 優先度は新規入所より下がります。4月1日に転園できなかった場合、5月以降も引き続き調整します。また、年度途中における転園の申込も受け付けています。
・ 転園内定後に転園を取り消すことはできません(元の園には戻れない)ので、転園の意思が無くなった際には速やかにご連絡ください。
・ 希望施設の状況により、転園できない場合があります。
・ 転園できない場合は、現在入所している施設に引き続き通園することとなります。

Q&A

Q 妊娠したため産前2ヶ月で仕事を辞めました。保育所を退所しないといけませんか？

退職後も継続入所を希望する場合は「育児休業申請書」の提出が必要です。
ただし、産前2ヶ月より前で退職した場合は、入所理由が産前産後に切り替わるため産後3ヶ月で退所となります（P3参照）。

Q 仕事が変わりました。市へ届出は必要ですか。

就労証明書を提出してください。就労時間の変更に伴い、保育施設の利用可能時間が変更される可能性があります。故意に届出を怠った場合は、認定取消(退所)となります。

Q 認定変更をしたいのですが、どうしたらいいですか。
（短時間認定から標準時間認定への変更など）

「認定変更申請書」を提出してください。受付日の翌月から変更となります。

Q 出産を理由に入所したが、産後も入所継続したい場合、どうしたらいいですか？

妊娠・出産理由に入所する場合、産前2ヶ月・出産月・産後3ヶ月の計6ヵ月間、最大で入所できますが、産後3ヶ月以降も入所を継続したい場合は、保育が必要な理由が必要となります。（P3参照）

Q 障がいを持つ子どもなど特別な配慮が必要な場合は入所できますか？

「集団保育が可能なお子さん」であれば入所できますが、障がいや特性の程度、保育士の配置等によっては、入所できない場合があります。必ず申込み前に、かかりつけ医や関係機関などに集団での保育が可能か確認していただくとともに、希望する保育施設に見学に行き、受入れができるかどうかご相談ください。



ピンク色（2・3号認定用）

（保育所・認定こども園・幼稚園等入所用）
施設型給付費（地域型保育給付費）教育・保育給付認定申請書 兼 施設利用申込書 兼 現況届

年　　月　　日

中津市保育施設運営課長　あて

次のとおり、施設型給付費（地域型保育給付費）に係る教育・保育給付認定について申し込みます。

該当する区分を記入	回答欄
新規	新規
現況届	

事務処理欄								

※消せるボールペン・修正テープは使用しないでください。

※利用開始を希望する月が属する年の4月1日現在の年齢

	氏名	生年月日	※学年齢	性別	障害手帳	施設名
申請児童	(ふりがな) なかつ　たろう (児童氏名) 中津　太郎	2026年 5月 1日	0歳	男・女 回答欄 男	有・無 回答欄 無	保育所（園）・こども園

保護者	(保護者氏名) 中津　一郎	電話番号（自宅）	
	(住所) 〒 871-8501 大分県　中津市　豊田町　１４番地３	父携帯	090-××××-○○○○
		母携帯	090-××××-○○○○

多子区分 ※0～2歳児（大分にこにこ）	該当なし ・ 第2子 ・ 第3子以降	回答欄	第２子	※該当する多子区分を選んでください。保育料が無料となる制度です ※父母いずれかの、戸籍上の第2子以降2歳児(学年齢)までが対象
多子区分 ※3～5歳児（中津市副食費独自減免）	該当なし ・ 第2子 ・ 第3子以降	回答欄	該当なし	※該当する多子区分を選んでください。副食費が無料となる制度です ※住民票上の中学校3年生以下の児童のうち、第2子以降3歳以上児(学年齢)が対象

保育の希望の有無	無　：【1号認定】幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合	回答欄	有：3号
	有　：【2・3号認定】保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の利用を希望する場合		

1　保育の利用を必要とする理由等（保育の希望の有無で「有」の場合記入）

※下記の理由には確認資料の添付が必要です。

続柄	必要とする理由							回答欄	保育必要量	回答欄
父	□就労 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □育児休業 □その他							就労	□標準時間（1日11時間利用可） □短時間（1日8時間利用可）	短時間
	※ 就労の場合	1日の平均就労時間	8 時間	×	月の平均就労日数	20 日	= 1ヶ月の平均就労時間	160 時間		
母	□就労 □疾病・障がい □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □出産 □育児休業 □その他							求職活動		
	※ 就労の場合	1日の平均就労時間	時間	×	月の平均就労日数	日	= 1ヶ月の平均就労時間	時間		

就労証明書と同じ時間数を記入

2　家庭（世帯員及び保護者の扶養する別居の子）の状況

※学校等については利用開始を希望する月が属する年の4月1日現在で記入してください。

	続柄	氏名	生年月日	障害	回答欄	同居状況	回答欄	勤務先・学校・保育所名等	事務処理欄
児童の家族	父	中津　一郎	1989年 1月13日	有・無	無	同居・別居	別	□□株式会社	
	母	中津　花子	1990年 9月 2日	有・無	無	同居・別居	同	※求職の場合は記入不要	
	兄	中津　二郎	2023年 2月 8日	有・無	無	同居・別居	同	○○こども園	
	祖父	山国　川男	1960年 8月31日	有・無	無	同居・別居	同		
			年 月 日	有・無		同居・別居			
			年 月 日	有・無		同居・別居			

生活保護の適用の有無	有・無	回答欄	無	ひとり親世帯の有無	有・無	回答欄	無	→「有」の場合は理由を記入	離婚・未婚・死別

父母の就労時間／月が120時間以上かで判断します。
120時間未満の場合でも勤務時間帯によっては標準時間となります。
例　①始業　8:30～
例　②終業　～16:30
※求職活動の場合は短時間となります。

3　祖父母状況調査　※お亡くなりになっている場合は年齢欄に「亡」と記入してください。

	項目		氏名	生年月日	年齢	同居（世帯別含む）状況	回答欄		回答欄		事務処理欄
祖父母の状況	父方	祖父	中津　海男	年 月 日	亡 歳	同居・別居	回答欄		居住地	回答欄	市町村
		祖母	中津　山子	1975年 7月 22日	51 歳	同居・別居	回答欄	別居	居住地	回答欄	別府 市町村
	母方	祖父	山国　川男	1960年 8月 31日	66 歳	同居・別居	回答欄	同居	居住地	回答欄	市町村
		祖母	離婚により連絡先不明	年 月 日	歳	同居・別居	回答欄		居住地	回答欄	市町村

※祖父母と同居している場合は、祖父母の税情報を閲覧することについて必ず同意を得たうえで申請してください。

4　税情報等の提供にあたっての同意について

1. 市が施設型給付費・地域型保育給付費の教育・保育給付認定に必要な市民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること
2. 決定した利用者負担額について、入所施設・事業者等に対して提示すること

以上のことに同意します。

保護者	続柄	父					母				
	氏名	中津　一郎					中津　花子				
	利用開始を希望する月が属する年の前年の1月1日現在の住所	市内 市外 海外	回答欄	市内	市外の場合の市町村		市内 市外 海外	回答欄	市内	市外の場合の市町村	
	利用開始を希望する月が属する年の1月1日現在の住所	市内 市外 海外	回答欄	市外	市外の場合の市町村	北九州市	市内 市外 海外	回答欄	市内	市外の場合の市町村	

（裏）

※現況届の場合は裏面記載不要

５　利用を希望する期間、希望する施設（事業所）名

利用を希望する期間	2027 年 4 月 1 日

		施設(事業所)名	施設見学	回答欄	希望理由	選択肢
利用を希望する施設(事業所)名 ※入所決定後は転園することが難しいため、申込み前に見学に行くことをおすすめします。	第1希望	○○こども園	有 ・ 無	有	1、５	1. 自宅に近い 2. 父の職場に近い 3. 母の職場に近い 4. 祖父母の家に近い 5. きょうだいが通園中 6. 保育方針が良い 7. その他
	第2希望	○○保育所	有 ・ 無	有	４	
	第3希望	◎◎保育所	有 ・ 無	有	６	
	第4希望		有 ・ 無			
	第5希望		有 ・ 無			

通える範囲で希望順に多く記入することをおすすめしています。

６　その他 確認事項

申請児童の状況	(1)食物アレルギー	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	有	→「有」の場合は種類を記入	回答欄	卵、大豆、牛乳　など
	(2)発作	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	無			
	(3)発達の遅れ	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	有	→「有」の場合は種類を記入	回答欄	言語の遅れ有　など
	(4)療育機関への相談	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	有			
	(5)薬の必要性	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	有	→「有」の場合は種類を記入	回答欄	喘息の薬（一日２回）　など
	(6)その他	〔 有 ・ 無 〕	回答欄	有	→「有」の場合は内容を記入	回答欄	その他気になる点がある場合記入

4月以降も兄弟姉妹が希望園に在籍予定ですか	いいえ ・ はい	回答欄	はい	→「はい」の場合は氏名を記入 ※2人以上いる場合、一番上の子	回答欄	中津　二郎　（ 1号認定 2・3号認定 ）　令和５年４月入所（予定）
すでに保育施設に入所している兄弟姉妹がいる場合、その上の子は転園希望ですか （同施設への入所希望等）	いいえ ・ はい	回答欄	いいえ	調整にあたり、希望がある場合は左記に記入してください **※「入所できない証明書」の発行ができなくなります**		（例）上の子が希望施設に転園できなかった場合、下の子は入所希望しない ※入所枠があいている場合、下の子は『入所保留通知書』の発行ができません。入所決定後辞退してください。

きょうだい児2名以上の同時申し込みの際に記入が必要です。

きょうだい同時申込の場合、きょうだい同時入所ができない場合	1. 同時に同じ保育施設に入所できるまで待機する 2. 同時入所できれば違う保育施設でもよい（二か所以上での保育が可能） 3. 同時入所できれば違う保育施設でもよいが希望順位が低い同所入所よりも、別々の施設でも希望順位の高い施設への入所を優先する 4. ひとりでも入所できればよい →入所できない児童はどうされますか？ 回答欄 5. 希望順位の低い施設に同時入所よりも、希望順位の高い施設にひとりでも入所することを優先する →入所できない児童はどうされますか？ 回答欄	回答欄	1～5を一つ回答	
			4、5を選択した場合に優先する児童の優先順位 ※児童名を記入	① ② ③ ④
入所希望施設に入所できない場合	□希望施設に入所できるまで待つ　□他の保育施設を紹介してほしい **※紹介可能な施設は、中津市内の認可保育施設のみです。**	回答欄	希望施設に入所できるまで待つ	
現在育児休業中の場合	□①直ちに復職希望 □②希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる **※「②育児休業の延長も許容できる」を選択した場合、利用調整の優先度が下がります。加えて、「入所保留通知書」及び「入所できない証明書」にその旨記載します。**	回答欄		

入所できない証明に「現在育児休業中の場合」で選択した項目が記載されます。

＊市記載欄

入所施設名					
入所承諾期間	. / ～ . /	. / ～ . /	. / ～ . /	. / ～ . /	
利用者負担	父母課税世帯に○を付ける				
	備　考				
	軽減情報 ひとり親 / 障害手帳	ひとり親　障害手帳	ひとり親　障害手帳	ひとり親　障害手帳	ひとり親　障害手帳
	軽減情報 生活保護	. / 開始 ・ 廃止	. / 開始 ・ 廃止	. / 開始 ・ 廃止	. / 開始 ・ 廃止
	入所階層				
	利用者負担額	円	円	円	円
認定	認定区分	1号 ・ 2号 ・ 3号	1号 ・ 2号 ・ 3号	1号 ・ 2号 ・ 3号	1号 ・ 2号 ・ 3号
	利用時間	標準 ・ 短	標準 ・ 短	標準 ・ 短	標準 ・ 短

点数等	個人番号確認書類	受付担当者
	□個人番号カード □その他（　　）	

認可保育所・家庭的保育事業等（☆）

（☆）家庭的保育事業等は０歳～
２歳児までのお預かりとなります

保育所名		定員（人）	所在地	電話番号（0979）	保育時間			一時預かり	休日保育	受入開始年齢
					開所時間（保育標準時間）	保育短時間	延長保育			
	第三保育所	40	大字伊藤田2941番地	32－6713	7:30～18:30	8:30～16:30		○		0歳3ヶ月
	第五保育所	60	大字高瀬1053番地1	25－1943	7:30～18:30	8:30～16:30		○		0歳3ヶ月
	真坂保育所	30	三光臼木456番地	43－2101	7:30～18:30	8:30～16:30				0歳3ヶ月
	深秣保育所	40	三光西秣1197番地	43－2078	7:30～18:30	8:30～16:30				0歳3ヶ月
	山口保育所	60	三光成恒437番地1	43－2069	7:30～18:30	8:30～16:30				0歳3ヶ月
	下郷保育所	20	耶馬溪町大字樋山路3番地1	56－2313	7:30～18:30	8:30～16:30				0歳3ヶ月
私立	鶴居保育園	80	大字万田450番地1	22－8205	7:15～18:15	8:30～16:30				0歳3ヶ月
	グレース保育園	100	大字大塚199番地	23－2668	7:00～18:00	8:30～16:30	～18:30			0歳3ヶ月
	だいひ保育園	80	大字植野302番地1	32－1761	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳3ヶ月
	菜の花保育園	45	大字大新田899番地1	25－3807	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00			0歳3ヶ月
	ひいらぎ保育園	100	大字万田659番地3	22－9483	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00			0歳3ヶ月
	ひまわり保育園	135	中央町2丁目3番32号	23－6558	7:30～18:30	8:30～16:30				0歳3ヶ月
	がじゅまる保育園(☆)	19	大字万田691番地7	64－7252	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00	○		0歳3ヶ月
	柿坂保育園	20	耶馬溪町大字柿坂570番地	54－2549	7:00～18:00	8:30～16:30	～18:30	○		0歳3ヶ月
	三慧保育園	20	耶馬溪町大字平田1004番地5	54－2482	7:30～18:30	8:30～16:30		○		0歳3ヶ月
	みさと保育園	20	山国町宇曽579番地	62－2000	7:30～18:30	9:00～17:00	～19:00	○		0歳3ヶ月
	八千代保育園	45	本耶馬渓町樋田82番地1	52－2125	7:00～18:00	8:30～16:30	～18:30	○		0歳3ヶ月

認定こども園（２・３号）

△：午前中のみ

施設名		定員（人）		所在地	電話番号（0979）	保育時間			一時預かり	休日保育	受入開始年齢
		2・3号	1号			開所時間（保育標準時間）	保育短時間	延長保育			
認定こども園	双葉ヶ丘幼稚園	90	60	三光原口690番地1	26－5855	7:30～18:30	8:00～16:00		△		0歳10ヶ月
	双葉中央こども園	80	15	中央町1丁目455	24－2006	7:30～18:30	8:00～16:00		△		0歳10ヶ月
	東九州短期大学附属幼稚園	80	60	大字一ツ松211番地	25－0803	7:30～18:30	7:30～15:30				0歳11ヶ月
	めぐみ幼稚園	120	75	大字是則1203番地2	32－6189	7:30～18:30	8:30～16:30		○		0歳6ヶ月
	如水こども園	90	15	大字是則1246番地2	32－4148	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳3ヶ月
	おぐすこども園	90	15	大字一ツ松1番1号	26－0211	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳4ヶ月
	にしきこども園	70	15	大字湯屋382番地1	53－9450	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳6ヶ月
	若草こども園	90	15	1436番地1（殿町）	22－0040	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00			0歳3ヶ月
	愛光こども園	70	15	蛭子町3丁目56番地	25－0991	7:00～18:00	8:30～16:30	～18:30	○		0歳3ヶ月
	中殿こども園	80	15	中殿町3丁目17番地1	22－5295	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00			0歳5ヶ月
	沖代こども園	100	15	沖代町1丁目4番55号	23－0738	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳5ヶ月
	みどりこども園	140	15	大字田尻529番地	32－5818	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳3ヶ月
	なのみこども園	110	15	大字大悟法453番地5	32－6623	7:10～18:10	8:30～16:30	～18:40			0歳4ヶ月
	大幡こども園	130	15	大字大貞389番地3	32－4100	7:30～18:30	8:30～16:30	～19:00			0歳4ヶ月
	光こども園	70	15	字小祝525番地290	24－0945	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○	○	0歳3ヶ月
	豊田こども園	100	15	大字島田457番地1	25－2670	7:00～18:00	8:30～16:30	～19:00	○		0歳3ヶ月

※1号認定での入所申込については、直接施設にお問合せください。
※見学の際に施設から、"施設見学証明書"をもらってください。

★一覧は令和8年7月1日時点の情報であり、令和9年4月1日時点では変更が発生している場合があります。

★溝部保育所は、令和9年4月1日より休園します。